

町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例を廃止する条例

町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例（昭和52年4月町田市条例第29号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例第9条の規定により貸付の決定を受けた者の貸付金の償還については、同条例第4条から第6条まで及び第12条から第14条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。